

# らくしよtimes 第18号



皆さん、こんにちは！！  
設計・施行の工務店 (株)六匠構築の福田です。

皆さん、空き家対策特別措置法って知っていますか？

5月26日から施行された「**空き家対策特別措置法**」により、市町村は倒壊の恐れや衛生上の問題などがある空き家を「**特定空き家**」に指定し、所有者に**建物の撤去**を命令したり、**税制上の特例措置を解除**したいできるようになりました。

「**空き家ではない**」と認められる目安は、「**1か月に1度の訪問**」と「**ライフラインの維持**」だということらしいです。  
まあ、ゴミ屋敷でも住んでいれば、空き家でないってことですね。

特定空き家に指定されると、所有者へ「**助言又は指導**」を行われます。  
ここで改善が見られない場合、「**勧告**」が行なわれます。  
この時点で税制の**特例措置は解除**されます。  
ということは、**固定資産税額が上がる**ということです。

とは言うものの、第三者に貸すことの不安や、改修費用問題、改修の依頼先の業者がわからない、相続が原因で放置せざる得ないなど放置する理由も様々です。

でも、これからは放置出来ない状況になってきます。  
お早めに、お近くの建築士や不動産屋さんにご相談してください。  
もちろん、弊社でもご相談内容に応じてきちんとご対応させていただきます。

株式会社六匠構築一級建築士事務所

大阪市旭区中宮2-6-4(旭通商店街内)

お客様専用お問い合わせダイヤル

050 050-3736-3311